

# 富士フィルム生活協同組合

## 次世代育成支援対策法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 2020年4月1日～2025年3月31日までの5年間

### 2. 内容

目標1：2021年10月までに、年次（10月1日～9月30日）有給休暇の全職員平均取得日数を、一人当たり平均13日以上とする

#### 《対策》

- 2020年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について月ごとに実態を把握
- 2020年10月～ 幹部会にて年間取得状況周知及び取得推進有給休暇取得推進キャンペーン実施
- 2021年 1月～ 管理職を対象とした研修の実施

目標2：2021年3月31日までに、所定外労働時間を所定労働時間の12%以内とする

#### 《対策》

- 2020年 4月～ 安全衛生委員会で所定外労働の実態を把握し、「45時間/月」以上の対象者について、改善方法を検討する
- 2020年10月～ 幹部会にて「ノー残業デー（週2回）」の周知及び徹底ノー残業デー推進キャンペーン実施
- 2021年 1月～ 管理職を対象とした研修の実施

- 2021年 4月～ 取組1・取組2共に2025年3月31日まで定期的にレビューを行い、より良い施策へ改善する